

議案第 79 号

四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について

四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例

四万十町総合振興計画審議会条例（平成18年四万十町条例第209号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「26人」を「20人」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「1人」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「の区域」を削り、「団体」の次に「等」を加え、「6人以内」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「4人以内」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号中「り選任された」を「る」に改め、「8人以内」を削り、同号を同項第5号とし、同項に次の1号を加える。

（6）前各号のほか、町長が必要と認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。